

(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業

PFI事業とは



鶴見区のマスコット
ワックくん

 PFIってなに？

PFI (Private Finance Initiative) とは、

公共施設の整備や運営に、民間事業者の力を借りるしくみです。

スポーツ施設、庁舎、MICE施設、工場などの整備・運営で使われている手法です。

 どうしてPFIを使うの？

- 税金の節約 : すべてを市が実施するより、民間のノウハウで効率よく整備・運営できる
- サービスの向上 : 民間事業者のアイデアや技術で、より良い施設やサービスが期待できる
- リスクの分担 : 市だけでなく、民間事業者も責任を持って取り組む

PFI事業では、民間事業者が施設の整備や運営を担うけど、
市が契約内容を定め、事業の進行状況やサービスの質について責任をもって確認・管理するよ！



参考

PFI事業とは… ～(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業の場合～

「**従来手法**」では、設計・建設・維持管理・運営を、それぞれ個別に民間事業者へ委託、又は公共が自ら行っていますが、「**PFI事業**」では、設計・建設・維持管理・運営を一体的に民間事業者（PFI事業者）と契約し、実施します。

	従来手法	PFI事業
企画・計画	行政	行政
資金調達		民間
設計	行政（委託）	
建設	行政（請負）	
維持管理	行政（委託）	
運営	行政（直営/委託）	行政（直営）
	個別業務、工事ごとに分離し、仕様発注する	同一の事業者へ設計・工事・維持管理・運営を包括的に性能発注する

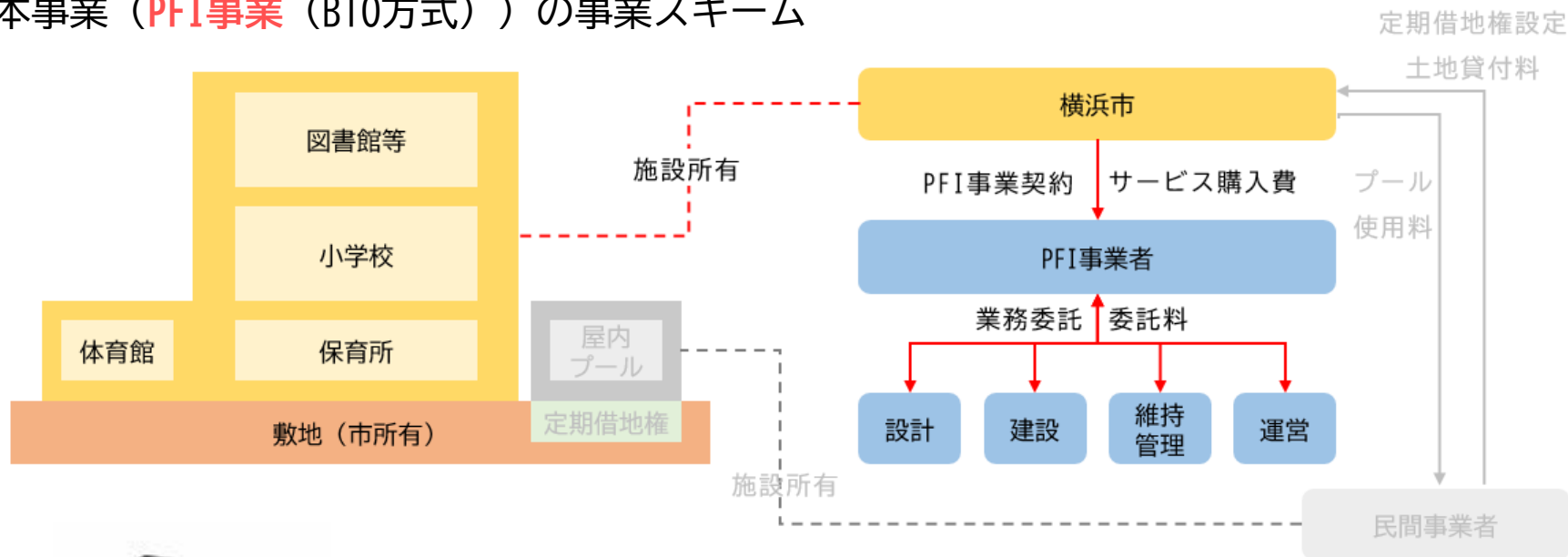
設計段階から維持管理運営を踏まえて設計するので効率的かつ効果的に実施可能

本事業は、図書館運営の一部をPFI事業者が担います。

参考

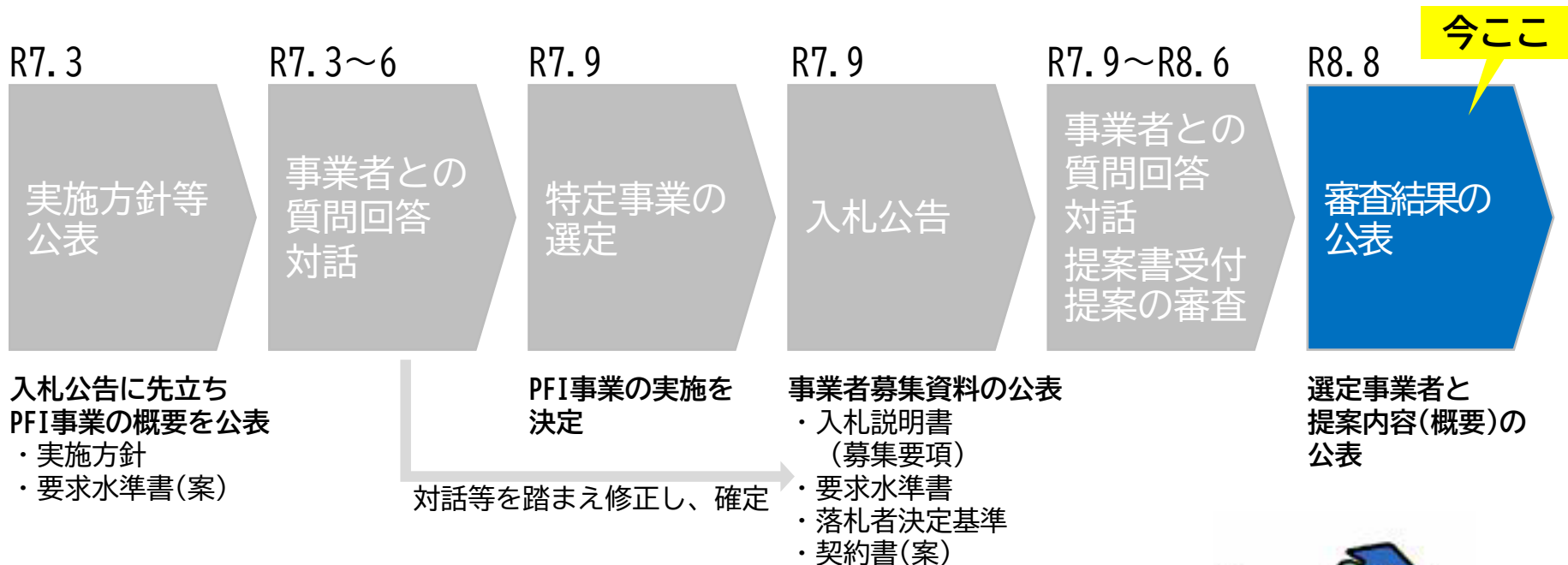
PFI事業とは… ～(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業の場合～

本事業（**PFI事業**（BT0方式））の事業スキーム



「BT0方式」とは、Build Transfer and Operate方式の略で、PFI事業者が建物を建てた（Build）後、横浜市に所有権を移転し（Transfer）、PFI事業者が維持管理する（Operate）方式だよ！
横浜市の施設＝「公共施設」として維持管理されるから安心してね！

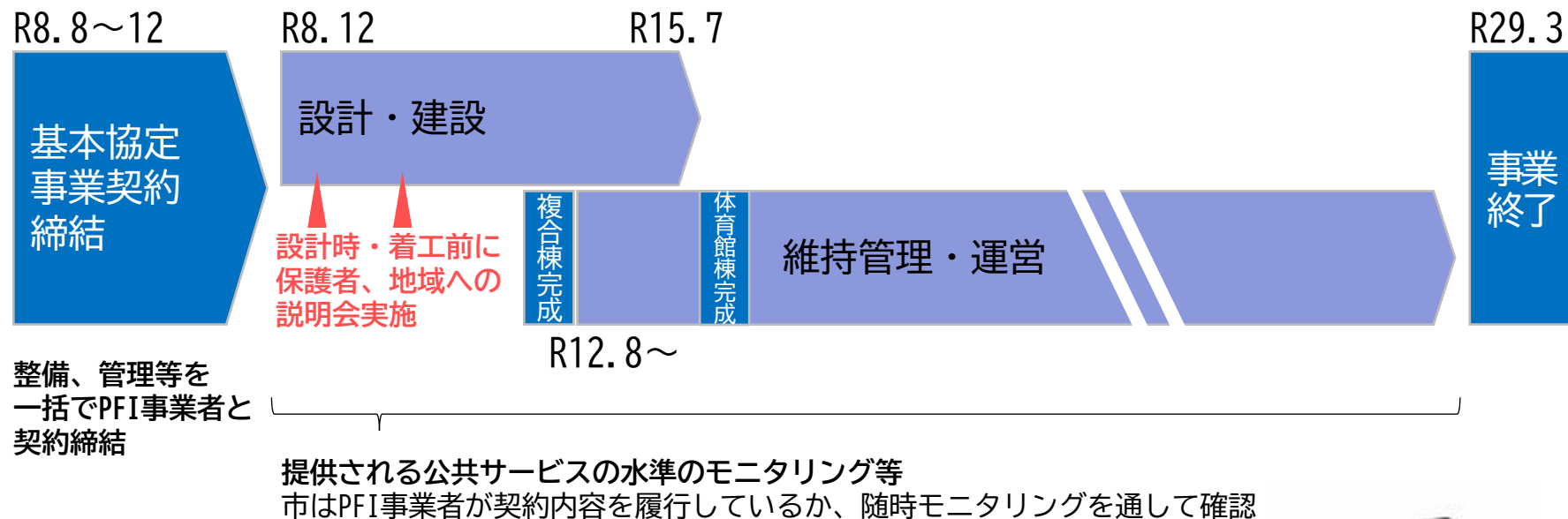
1.5 PFI事業の進め方 (1/2)



「要求水準書」とは、市が事業者に要求する最低限の要件（設計・建設業務、維持管理・運営 等）を示したもので、事業者は要求水準書等に基づき、施設の計画、運営などを提案します！



1.5 PFI事業の進め方 (2/2)



市は、PFI事業者任せきりではなく、毎年、市民のみなさんに適切にサービス提供ができているか確認するよ！



1.6 PFI事業の対象範囲 (1/2)

統括管理業務

- 統括マネジメント業務
- 総務・経理業務
- 事業評価業務
- 国庫補助金等関連業務

設計業務

- 事前調査業務
- 各種関係機関等との協議・調整業務
- 設計及び関連業務
- 国庫補助金等申請補助業務
- 会計検査等対応業務

建設業務

- 建設業務及びその関連業務
- 現豊岡小学校の解体撤去業務
- 什器備品調達・設置業務
- 国庫補助金等申請補助業務
- 会計検査等対応業務

工事監理業務

- 工事監理業務

1.6 PFI事業の対象範囲 (2/2)

開業準備業務

- ・ 引越し支援業務
- ・ 事前広報・機運醸成業務
- ・ オペレーション整備業務
- ・ 開業イベントの企画運営業務

維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 外構管理業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 什器備品管理業務※1
- ・ 安全管理業務
- ・ 修繕業務

運営業務

- ・ 総合受付業務
- ・ 学び・体験・交流・賑わい創出業務※2
(複合施設間連携・協働・共創推進業務)
- ・ 図書館窓口業務
- ・ 会議室・座席の予約管理の仕組み及び情報管理ツールの整備運用業務
- ・ 広報プロモーション業務
- ・ 飲食機能業務 (独立採算事業)
- ・ 駐車場管理運営業務 (独立採算事業)

自主事業 (任意)

※1 図書館のみ

※2 各施設単独で行うイベント等の企画運営等は、別途市側で対応する

6.3 入札説明書等の公表について

令和7年9月24日に、本事業の入札説明書等を公表しました。
横浜市ホームページで確認いただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/gakko/toyooka/toyooka_pfi.html

《問合せ先》

担当	横浜市教育委員会事務局 教育施設課※ (仮称) 豊岡町複合施設再編整備担当宛
住所	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話／FAX	045 - 671 - 3298 ／ 045 - 664 - 4743
E-mail	ky-toyooka@city.yokohama.lg.jp
URL	https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/gakko/toyooka/

ご意見・ご要望は
いつでもお寄せください！



※ 令和7年度から財政局から教育委員会事務局へ業務移管しました。